

周南市鶴いこいの里 施設分類別計画



令和5(2023)年3月

周南市教育委員会

目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	2
第4章 施設の現状.....	3
第5章 施設を取り巻く状況と課題.....	9
第6章 今後の施設の方向性.....	10
第7章 計画期間.....	11
参考資料.....	12

第1章 本計画の目的

周南市鶴いこいの里施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、周南市鶴いこいの里について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

鶴いこいの里は、人と鶴の共存をめざして鶴の保護、調査研究、交流及び情報発信並びにコミュニティ活動、スポーツ活動等の生涯学習の推進を図ることを目的とした市民交流施設です。

現在地周辺には、かつて八代村役場、のち八代支所及び八代公民館が立地していました。

平成元(1989)年度より「ツルの里」づくり事業に着手し、平成6(1994)年度に事業の中核となる新たな社会教育施設としての複合施設「鶴いこいの里」を整備しました。

鶴いこいの里は、交流センター、須野河内交流館、野鶴監視所、運動広場（運動場、テニスコート）、水泳プールの各施設により構成されています。

また、交流センター内には八代支所を設置しています。

鶴いこいの里は、これまで構成施設ごとに「公民館」「運動場」「庭球場」「プール」の各施設分類別計画において把握していましたが、施設全体としての今後の方向性を明らかにするため、このたび複合施設として本計画を策定します。

ただし、同じ施設分類における計画も必要であることから、引き続き「運動場」「庭球場」「プール」については、それぞれ別に定める施設分類別計画においても述べることにします。

第3章 対象施設の一覧

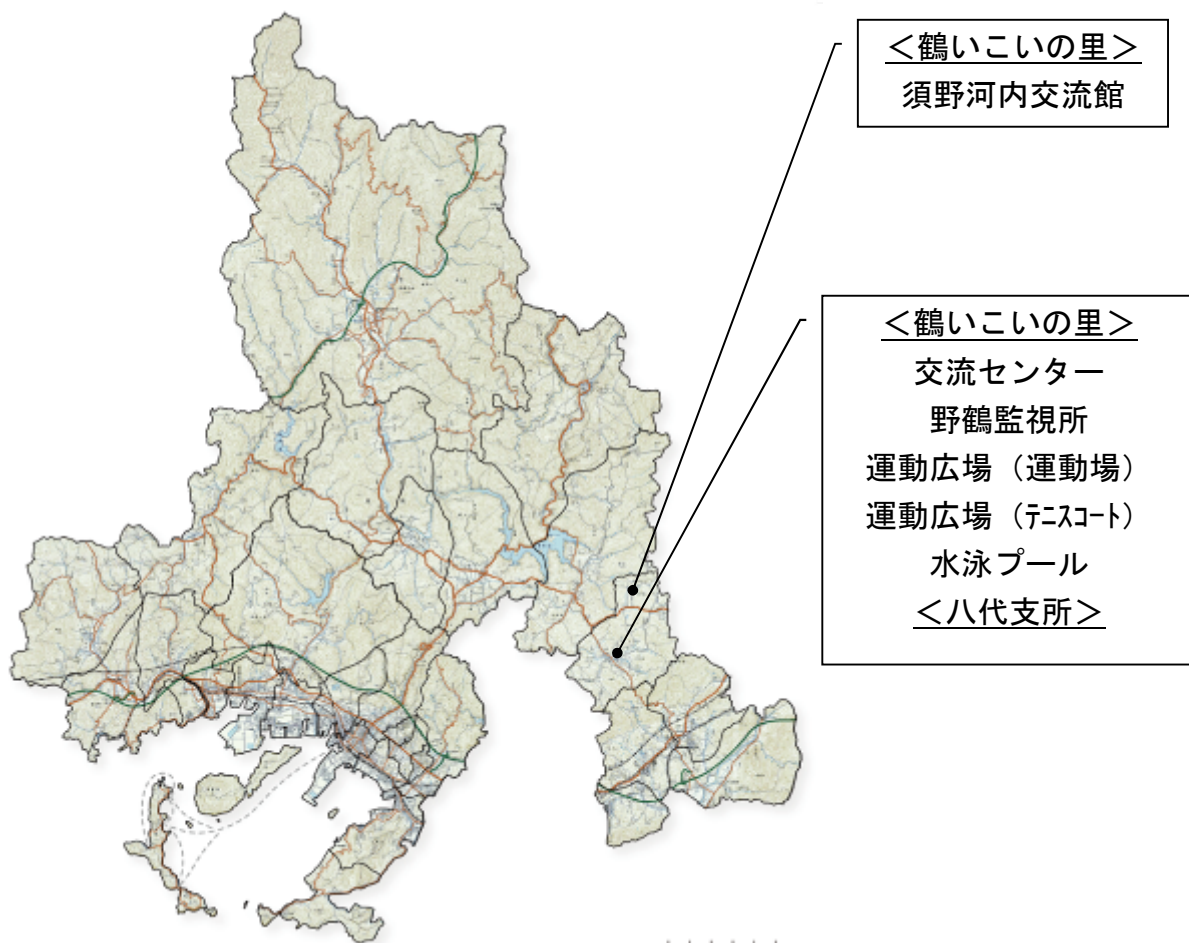
本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

鶴いこいの里を構成する施設は生涯学習課が、交流センター内に設置している八代支所は地域づくり推進課が所管しています。

図表1 対象施設

NO.	施設分類	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	市民交流施設	交流センター	大字八代 826 番地 8	八代	広域
2	事務庁舎等	八代支所	大字八代 826 番地 8	八代	地域
3	市民交流施設	野鶴監視所	大字八代 2375 番地 3	八代	広域
4	市民交流施設	須野河内交流館	大字八代 3617 番地 2	八代	地域
5	スポーツ施設	運動広場（運動場）	大字八代 838 番地	八代	地域
6	スポーツ施設	運動広場（テニスコート）	大字八代 851 番地 1	八代	地域
7	スポーツ施設	水泳プール	大字八代 826 番地 8	八代	地域

図表2 施設位置図



第4章 施設の現状

(1) サービスの現状

鶴いこいの里全体の利用者数の動向としては、その年の気象条件や新型コロナウイルス感染症の影響により、八代地域及び広域を対象としたイベントの中止や施設の供用停止が続いたため、利用者数及び稼働率は減少傾向にあります。令和3年度はやや持ち直しています。

鶴いこいの里の運営コスト及び使用料収入の傾向としては、運営コストはほぼ横ばいの状況にあります。使用料収入は利用者数に連動して減少しています。また、運営コストに対する使用料収入は5%以下に留まっています。

図表3 利用者数の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
利用者数 (人)	総計	34,784	25,512	22,886	12,345	15,284	
	交流センター	一般	26,294	18,704	12,336	5,441	5,010
		宿泊	237	144	146	51	6
	野鶴監視所	5,233	3,931	5,927	5,141	7,279	
	須野河内交流館	388	278	621	141	7	
	運動広場	運動場	1,838	1,597	2,990	1,478	2,875
		テニスコート	164	184	273	93	107
	水泳プール	630	674	593	0	0	
	稼働率 (%)	交流センター	18.1	15.9	15.6	12.2	9.4
		須野河内交流館	0.5	0.3	1.3	0.2	0.0

*利用者数の総計は、交流センター、野鶴監視所、須野河内交流館、運動広場（運動場、テニスコート）、水泳プールの利用者の合計値。

*交流センターの利用者に、八代支所業務のための来庁者は含まない。

*水泳プールの利用者に、八代小学校及び八代幼稚園による学校利用分は含まない。

令和2(2020)年度、令和3(2021)年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためプールの一般開放を実施しなかったことから、利用者は0となった。

図表 4 使用料及び運営コストの推移

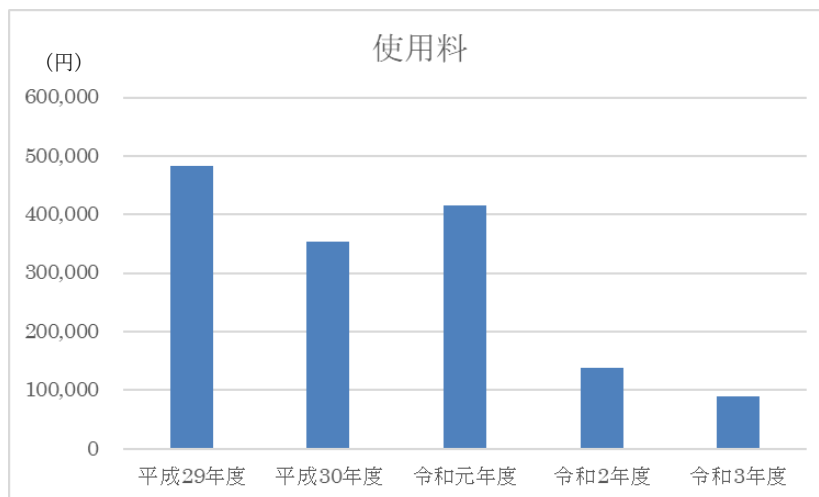
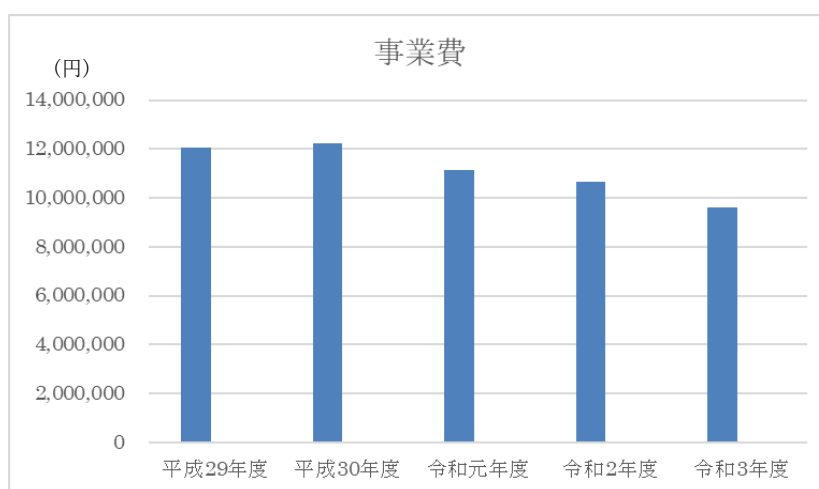
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
事業費 (円)	12,069,630	12,233,109	11,138,260	10,668,951	9,591,086
使用料 (円)	483,020	352,954	415,806	138,378	88,660

* 社会教育施設費（鶴いこいの里管理運営事業費）の決算額。

運動広場（運動場、テニスコート）、水泳プールの管理運営に要する経費及び使用料を含む。

支所費に計上される八代支所業務に関する経費は含まない。

文化財保護費に計上される交流センター及び野鶴監視所で行う文化財保護業務に関する経費は含まない。



鶴いこいの里を構成する各施設におけるサービスの現状は、次のとおりです。

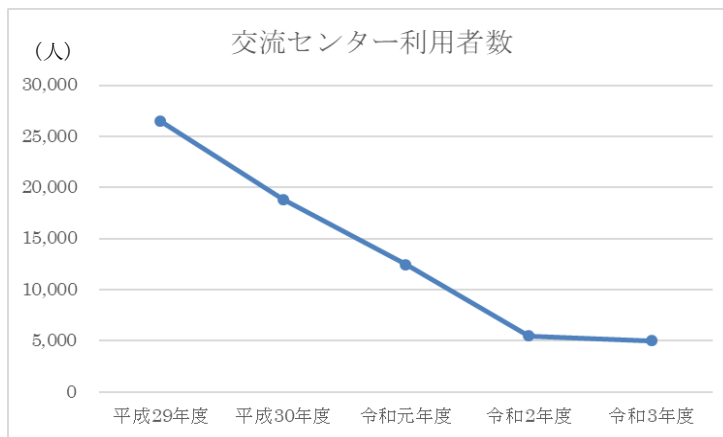
○交流センター

支所機能のほか、生涯学習に資するため、視聴覚室、研修室、講座室、調理室、屋内運動場に加え、図書室と鶴展示室、宿泊室があり、地域住民の活動や鶴に関する学習に利用されています。

天候や新型コロナウイルス感染症の影響による行事の中止などのため、近年大幅に利用者が減少しています。

図表 5 交流センター利用者数の推移

利用者数 (人)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
交流センター	26,531	18,848	12,482	5,492	5,016	
内訳	一般	26,294	18,704	12,336	5,441	5,010
	宿泊	237	144	146	51	6

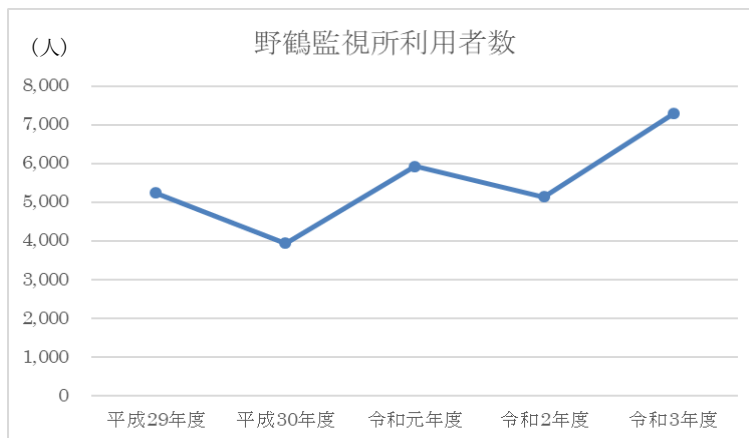


○野鶴監視所

鶴渡来期間に鶴の監視を行うための詰所と、見学者用の見学スペースがあります。令和 3 (2021) 年度は、渡来鶴の羽数が増えたことから見学者も増加しました。

図表 6 野鶴監視所利用者数の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数 (人)	5,233	3,931	5,927	5,141	7,279



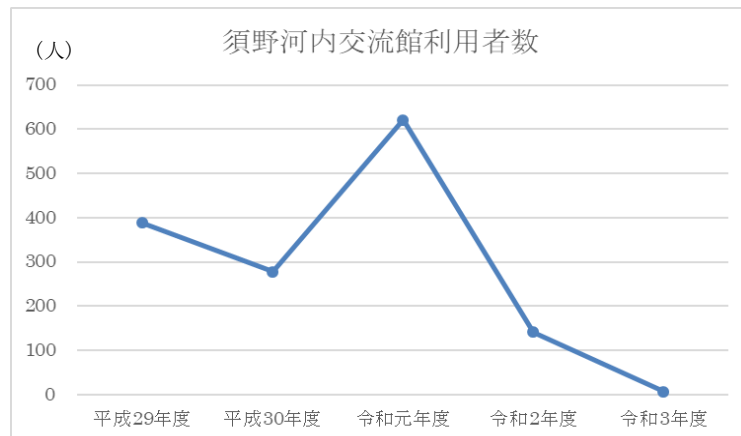
○須野河内交流館

須野河内地区の住民交流などのため、講座室、研修室、調理実習室があります。

令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて少人数の利用に留まっています。

図表7 須野河内交流館利用者数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数(人)	388	278	621	141	7

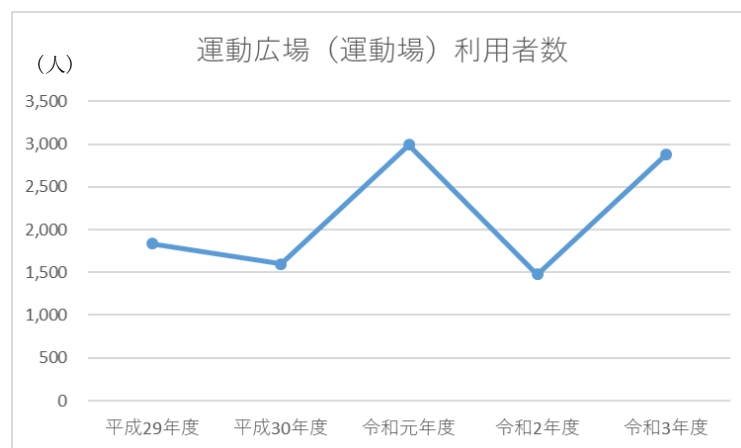


○運動広場(運動場) 【運動場施設分類別計画を参照】

約10,000㎡の面積があり、八代地域を中心として市内の方が利用されています。

図表8 運動広場(運動場)利用者数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数(人)	1,838	1,597	2,990	1,478	2,875

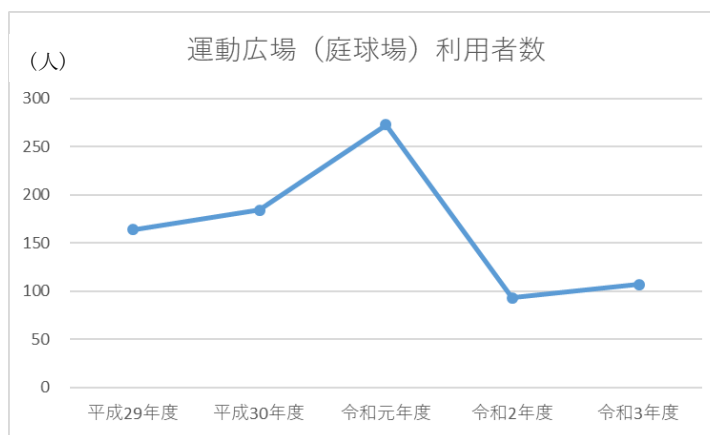


○運動広場（テニスコート） 【庭球場施設分類別計画を参照】

八代地域を中心として市内の方が利用され、砂入り人工芝コート2面と照明設備を備えています。

図表 9 運動広場（テニスコート）利用者数の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数（人）	164	184	273	93	107



○水泳プール 【プール施設分類別計画を参照】

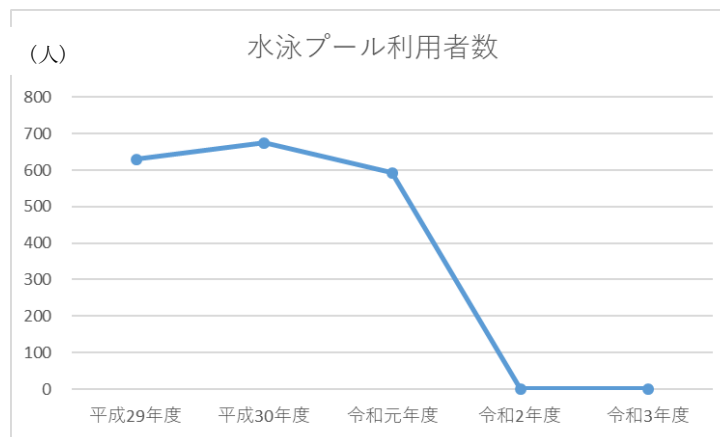
25mプール（5コース）と幼児用10mプールがあり、八代小学校及び八代幼稚園が授業で使用するほか、夏休み期間は市民に開放しています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2（2020）年度は学校利用及び一般開放を、令和3（2021）年度は一般開放を中止しました。

図表 10 水泳プール利用者数の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数（人）	630	674	593	0	0

*利用者数に、八代小学校及び八代幼稚園による利用は含まない。



(2) 建物の現状

建物の現状は図表 11 のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料 1】として添付します。

図表 11 建物の現状一覧

↓点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物						R4自主点検結果 総合劣化度	バリアフリー の状況 対応	ハザードマップの状況					
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	該当			土砂	洪水	高潮	津波		
															経過	無・不明
1	交流センター	2147.35	1952.39	1994	RC /50年	未経過	新耐震	41.70	全部対応	なし						
2	八代支所	85.70	85.70	1994	RC /50年	未経過	新耐震	41.70	全部対応	なし						
3	野鶴監視所	105.70	105.70	1991	S /34年	未経過	新耐震	49.90	一部対応	なし						
4	須野河内交流館	140.19	134.42	1979	W /22年	経過	無・不明	77.90	未対応		特					

* 自主点検は毎年実施

* 構造：SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）、RC（鉄筋コンクリート造）、S（鉄骨造）、W（木造）

* 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）において、構造や用途によって記載のもの

* 土砂・警…警戒区域、土砂・特…特別警戒区域、洪水・河…河岸侵食、洪水・氾…氾濫流

いずれの施設も現在まで大きな改修工事は行っていませんが、老朽化の進行により随時設備の修繕等を行っています。

また、須野河内交流館は土砂災害特別警戒区域に位置しており、注意が必要です。

第5章 施設を取り巻く状況と課題

(1) サービスの状況と課題

交流センター内には、八代地域を対象とした支所機能及び公民館機能を果たし、生涯学習活動や地域づくりの場として利用されています。

また、運動広場（運動場、テニスコート）や水泳プールは、地域だけでなく広域的にも利用されています。

さらに、八代地域は国指定特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」とされており、文化財保護行政の拠点として活用することに加え、交流センター内の鶴展示室や野鶴監視所は本市の特色ある文化を広く発信する役割を果たしています。

令和2（2020）年度以降の利用者数は減少傾向にありますが、主に新型コロナウイルス感染症の影響によるものであり、今後は、横ばいか若干の上昇傾向が見込まれると推測されます。

(2) 建物の状況と課題

鶴いこいの里においては、最も新しい交流センターでも建築後29年が経過しており、年1回の自主点検に加え、必要に応じて安全点検を実施し、建物の状況把握に努め適切な安全対策を講じる必要があります。

なお、鶴いこいの里を構成する各施設の課題は、次のとおりです。

○交流センター

施設の老朽化に伴う小規模な不具合が生じ始めています。今後、大規模な修繕に備え、日々の安全点検を通じた施設の状況把握をする必要があります。

○野鶴監視所

現時点で、設備に大きな課題はありません。

○須野河内交流館

施設の老朽化に伴う不具合やバリアフリー化などが課題です。

○運動広場（運動場）

現時点で設備に大きな課題はありませんが、今後、老朽化に伴う対応は課題です。

○運動広場（テニスコート）

現時点で設備に大きな課題はありませんが、今後、老朽化に伴う対応は課題です。

○水泳プール

一般開放のほか八代小学校等の授業に使用されており、安全に使用できる環境が不可欠です。設備の不具合が生じた場合には早急に対応する必要があります。

第6章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

一次評価を実施したところ、施設の方向性は、鶴いこいの里交流センターと須野河内交流館が「受益者負担の見直し」、野鶴監視所が「継続利用（現状維持）」となりました。

「受益者負担の見直し」については、第4次行財政改革大綱に基づき、算定根拠の定期的な検証や、必要に応じた減免基準の見直しを行います。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

鶴いこいの里は、鶴と人の共存を図る広域を対象とする施設である一方、八代地域の支所機能や公民館機能を果たすなど地域に欠かせない施設でもあることから、現在の機能を維持していく必要があります。

2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は図表12のとおりです。

なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表12 具体的な方針と実施時期（予定）

N o.	施設名	主たる建物							一次評価		総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)				
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	結果			R5	R6	R7	R8	R9
1	交流センター	29	RC /50年	未経過	新耐震	41.70	全部対応	なし	受益者負担の見直し	継続利用	RC築後30年					
2	野鶴監視所	31	S /34年	未経過	新耐震	49.90	一部対応	なし	継続利用(現状維持)	継続利用						
3	須野河内交流館	44	W /22年	経過	無・不明	77.90	未対応	土砂・特	受益者負担の見直し	継続利用						

第7章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9(2027)年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料1（第4章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第4章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表 13 建物の現状一覧（詳細）

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物										R4自主点検結果															総合劣化度	バリアフリーの状況					ハザードマップの状況																
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	【建築編】					【設備編】										対応	エレベーター・手すり	入口の 段差解消	施設内の 段差解消	多目的 トイレ		該当	土砂	洪水	高潮	津波																	
								1.構造 部材		2.外壁、防水		3.扉、窓		4.床、階段		5.壁、天井		6.附帯設備		7.敷地		1.電気設備												2.機械設備																
								基礎	屋根	ドレン・とい	外壁・ひさし	扉	窓	防火戸	床仕上	階段	内壁	天井	擁壁	門扉	塀（C、フェンス等）	排水設備（側溝）												分電盤	照明器具	スイッチ・コンセント	自動火災報知装置	外灯	非常用照明	避難口誘導灯	エアコン	排煙設備	換気設備	屋内消火栓	給排水配管	ボイラー・給湯器	タンク類	衛生器具		
1	交流センター	2147.35	1952.39	1994	RC /50年	未経過	新耐震	A	A	B	A	B	C	A	B	B	C	B	-	-	-	-	A	C	A	A	B	A	A	C	A	A	-	A	A	A	A	41.70	全部対応	○	○	○	○	なし						
2	八代支所	85.70	85.70	1994	RC /50年	未経過	新耐震	A	A	B	A	B	C	A	B	B	C	B	-	-	-	-	A	C	A	A	B	A	A	C	A	A	-	A	A	A	A	41.70	全部対応	○	○	○	○	なし						
3	野鶴監視所	105.70	105.70	1991	S /34年	未経過	新耐震	A	B	A	B	A	A	-	B	-	-	-	-	-	-	-	B	B	A	-	-	-	-	-	A	-	A	-	A	-	A	49.90	一部対応	-	○	○	○	×	なし					
4	須野河内交流館	140.19	134.42	1979	W /22年	経過	無・不明	C	B	B	B	B	B	-	B	B	B	B	B	-	-	-	B	B	A	A	-	C	-	-	-	-	A	A	-	A	77.90	未対応	-	×	×	×		特						

* 自主点検結果

- 自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。
 - A：劣化がなく建物の利用に支障なし
 - B：劣化はあるが建物の利用に支障なし
 - C：劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある
- 総合劣化度：建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料2（第6章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

(1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性がある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある ◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い ◇ 法律等による設置義務付けなし	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設の存在 存在しない ⇒ ◇ 民間譲渡 存在する ⇒ ◇ 廃止	
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続 ◇ サービス廃止	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	⇒ ◇ 共同利用 ⇒ ◇ 廃止
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している ◇ 利用実態が設置目的に即していない ◇ サービス内容が設置目的に即していない	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 廃止 建築から30年未満の施設 ◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ ◇ 転用 地域 ⇒ ◇ 地域移譲	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み ◇ 同種、類似の市施設が存在	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）	
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（集約化）	
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館の稼働率 ◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（共用化） ◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない ⇒ ◇ 多目的化	
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い ◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP） ◇ 受益者負担の見直し

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

図表 14 一次評価結果

項番	施設名	(1) サービス主体の適正化										(2) サービス水準の適正化									
		(1)-1 民間によるサービス提供の事例がある					(1)-2 市内に同様のサービスを提供する国県の施設がある ・周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある					(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している					(2)-2 施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている				
		代替性 民間参入 ①	代替性 民間参入 ③	公共性 必需性 ③	有効性 互換性 ②	評価結果	有効性 互換性 ②	有効性 互換性 ③	有効性 互換性 ③	評価結果	公共性 ①	公共性 ②	公共性 ③	建築 経過 年数 (R4.4.1時 点)	有効性 互換性 ①	評価結果	有効性 利用率 ①	有効性 利用率 ③	有効性 互換性 ②		
行政以外に サービスを提供する 民間事業者等の 存在を確認し、 民間参入の 可能性はどうか。	市が施策を推進する にあたって、市が自ら 運営主体として関与 しなければならない 施設かどうか。	法律等により 設置が義務づけ られているか。	利用圏域 の中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	利用圏域 の中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設	補助金などの 代替施策で 対応できる ものか。	今日の視点から、 設置目的の意義が 低下していないか。	利用実態が 設置目的に即した ものとなっているか。	サービス内容が 設置目的に 即したものに なっているか。	当該施設の 利用実態から、 利用圏域は どうか。	前年度までの 過去3年間の 利用者数の 推移はどうか。	今後の人口減少 社会にあって、 利用者数の 見込みはどうか。	利用圏域の 中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	対象 施設	評価結果			
1	鶴いこいの里交流センター	可能性はない	関与する必要が高い	法律等で定められているが必置ではない	存在しない			対応不可能	低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	28	広域		その他	横ばいの見込み	存在しない				
2	野鶴監視所	可能性はない	関与する必要が高い	法律等で定められているが必置ではない	存在しない			対応不可能	低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	31	広域		その他	横ばいの見込み	存在しない				
3	須野河内交流館	可能性はない	関与する必要が高い	法律等で定められているが必置ではない	存在する	市有	鶴いこいの里交流センター	対応不可能	低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	43	地域		3年連続で減少	横ばいの見込み	存在する	市有	鶴いこいの里交流センター		

項番	施設名	(3) サービス配置の適正化										(4) 事業手法の適正化										検討結果一覧表										一次評価結果					
		(3)-1 複数のサービスを集約することで施設の魅力向上が期待される(利用者が共通、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域との交流が生まれるなど)					(3)-2 施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供している ・同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なるサービスを提供している					(3)-3 施設が比較的新しくスペースに余裕がある					(4)-1 公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか					A: 統廃合	B: 複合化(集約化)	C: 複合化(共用化)	D: 多目的化	E: 継続利用(現状維持)	F: 継続利用(規模縮小)	G: 共同利用	H: 廃止	I: 転用	J: 民間譲渡		K: 地域移譲	民活の拡大	受益者負担の見直し		
		サービス集約の メリット (メリットあり or 空欄)	建築 経過 年数 (R4.4.1時 点)	評価結果	同地域内で、 施設分類が 異なるが同様の サービスを提供 している 施設が複数ある。 ※あれば○	貸館の 稼働率等を入 力	建築 経過 年数 (R4.4.1時 点)	評価結果	有効性 利用率 ①	有効性 利用率 ③	延床 面積 (m ²)	建築 経過 年数 (R4.4.1時 点)	評価結果	代替性 民間参入 ②	効率性 コスト ①	効率性 コスト ②	評価結果	効率性 コスト ③	評価結果	前年度の収入と 支出の状況から、 受益者負担の 割合の妥当性は どうか。 ※公の施設のみ回答	受益者負担の見直し																
1	鶴いこいの里交流センター		28		9.4%	28		その他	横ばいの見込み	2,233.05	28		検討の余地あり	その他	高い		不適正(30%未満)	○	受益者負担の見直し																	○	「受益者負担の見直し」
2	野鶴監視所		31		-	31		その他	非該当	105.70	31		期待できない	非該当	非該当		非該当																			○	「継続利用(現状維持)」
3	須野河内交流館		43		0.0%	43		3年連続で減少	横ばいの見込み	140.19	43		期待できない	その他	高い		不適正(30%未満)	○	受益者負担の見直し																	○	「受益者負担の見直し」

周南市鶴いこいの里 施設分類別計画

令和5(2023)年3月

周南市教育委員会 教育部 生涯学習課

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

電 話 0834-22-8621

F A X 0834-22-8814

電子メール ed-shogai@city.shunan.lg.jp